



おおさきかみじま

議 会 だ よ り

第69号 / 2020年 7月17日

令和2年6月定例会

決まった主なこと ————— 2～3

7議員が一般質問 ————— 4～11

委員会報告 ————— 12、13

おれから・編集後記 ————— 14

第2回定例会(6月議会)

決まった主なこと

- ・大崎上島町教育委員会委員の任命同意
氏名 瀧口 三千弘氏 生年月日 昭和32年6月3日生(63歳)
住所 大崎上島町中野4003番地8 令和2年7月1日～令和6年6月30日まで
- ・人権擁護委員の推薦につき意見(賛成)
氏名 柿本 千代美氏 生年月日 昭和34年12月4日生(60歳)
住所 大崎上島町中野乙990番地 令和2年10月1日～令和5年9月30日まで
- ・大崎上島町監査委員条例の一部を改正する条例
- ・大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ・大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例
- ・大崎上島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- ・大崎上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ・大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例
- ・大崎上島町空家等の適切な管理に関する条例
- ・大崎上島町営住宅条例等の一部を改正する条例
- ・令和2年度大崎上島町一般会計補正予算(第3号)
- ・令和2年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- ・令和2年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- ・令和2年度大崎上島町水道事業会計補正予算(第1号)
- ・工事請負契約の変更

第2回臨時会(5月11日)

- ・専決処分した事件の承認（国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- ・専決処分した事件の承認（大崎上島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）
- ・専決処分した事件の承認（大崎上島町税条例の一部を改正する条例）
- ・専決処分した事件の承認（大崎上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- ・専決処分した事件の承認（国民健康保険条例の一部を改正する条例）※
- ・専決処分した事件の承認（大崎上島町税条例の一部を改正する条例）※
- ・専決処分した事件の承認（令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第1号））※
- ・令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第2号）※

※コロナ感染症関連

第3回臨時会(6月23日)

- ・令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第4号）※
- ・令和2年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第2号）

※コロナ感染症関連

一般質問

町政を問う

7人の議員が14項目を質問



はま だ こうぞう 議員
浜田 幸造 議員

質問（浜田幸造議員）

支所前の県道は狭くその上歩道もなく非常に危険な状況にある。

また、支所廻りには駐車場が少なく、支所への来客者や観光スポットである厳島神社・木造の5階建て・東京家族のロケ地・古い街並みへの観光客にとって大変不便である。

木江地区の中心地でもあり、この遊休地（アバ）を道路整備と駐車場設置用地として活用する等整備計画はできないか。このまま放置すべきでないと思うが今後の活用計画は。

答弁（建設課長）

この区間は通学路の安全点検の指摘箇所であり、県に拡張と歩道整備を要望し

問

木江支所前遊休地（アバ）の活用は

答

活用に向けて検討していく

ている箇所である。県道改良の計画もあるが現在計画が進んでいない。引き続き

県に道路改良の早期実現に向けて要望を続けるとともに、町として道路改良事業の後押しをするため支所等の来客者の駐車場整備として土地を取得し、埋め立てをすることとは有益と考えている。

これから工事費の試算や関係者と



木江支所前遊休地

問

県道大崎上島循環線に落石防護対策を

答

安全対策について検討する

質問（浜田幸造議員）

宇浜地区から岩白地区にかけてのり面の一部が崩落しており、今後も大雨等により崩落が拡大する恐れがある。また、この区間は幅員も狭く道路通行上非常に危険な状況にある。大きな崩落による人身事故等を未然に防ぐためにも、早急に落石防護対策等が必要である。

平成29年9月議会の答弁では、県の予算編成にあわせ安全を第一に考えた改善対策を県に対して要望していくとあったが、その後2年以上経過している。計画について町と県の今後の方針は。

答弁（建設課長）

この箇所は落石の危険があるため、県に対策を要望

し協議をしてきた。当時の県の方針は、危険なりの面は自然斜面ではなく人工的な崖地となっているため、放置している地権者もしくは施工者に責任があること。また、道路と斜面との間に花壇があり道路と斜面が接していないことから、のり面保護は困難との回答であった。

当時の対策としては、残斜面の岩盤が強固で大規模な崩落は考えにくいことから、小規模な落石対策としてコンクリートブロックを設置することにとどまっている。ただし、現在落石の堆積により花壇は埋まってのり面と道路が直接接しており、2年前と状況が変わっていることから、再度県へ要望し安全対策について検討する。

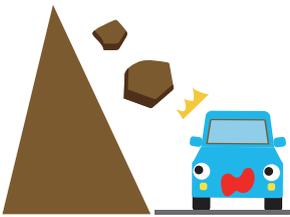
再質問（浜田幸造議員）

人工的につくられた崖で防護対策は県として困難と言われるが、上部に防護工事をネット等で施工した形跡がある。

今後の大雨でのり面の崩落が拡大する恐れがあることと、道路形態も歪んで交通事故等が発生する危険性が高いので、整備改良計画について再度協議を続けてもらいたい。

再答弁（建設課長）

この箇所について、非常に危険な箇所だという認識はある。そのため県にのり面についての安全対策や海岸保全についても、協議を進め始めているところである。進捗があった時には報告する。



県道大崎上島循環線

議会傍聴を試みませんか。

次回の定例会は**9月**です

日程は町内放送・ホームページでお知らせします。

お知らせ

○本庁・各支所ロビーのテレビまたはインターネットで議会生中継がご覧いただけます。

※インターネットをご利用の場合はホームページの注目記事「○○議会ただいま生放送中」をクリックしていただければご覧いただけます。



上青木 至 議員

問 冠水ハザードマップは

答 豪雨を想定した地図になっていない

の水が原下地区に流れ住民が改善要望を出した。その当時の現地調査をした書類はあるのか。また、ゴミの撤去はどうするのか。

また、公立学校のコロナ対策は。長い間休校しているが今後の授業、行事、心のケア等はどうに行い保護者へ説明するのか。

質問（上青木議員）

大崎上島町土砂災害・高潮ハザードマップは、3月に町民に配付した。

等に遅れを生じるのでポンプ故障を想定した地図は作成しない。

再質問（上青木議員）

樋門の管理は一つの課にし、マニュアルを作成して管理すべきでは。

津波・ハザードマップだけの地図の利用を町民に周知する。

再答弁（建設課長）

マニュアルは作っている。水位監視システムを設置して監視している。ポンプ管理者には月に1回点検を指示している。

再質問（上青木議員）

2年前の大雨時、排水ポンプの運転は適正か。

答弁（建設課長）

2年前の豪雨については、雨量が想定以上で、浸水したポンプ運転は停電等あった場合の対応策もできておりポンプも回っていた。

答弁（教育課長）

大串は700・500・300ミリの3機あるが、500は修理中で700は浸水でダウン、300だけが稼働した。500が運転しても大雨は回避できない。

答弁（副町長）

垂水のポンプは自動運転で事前に水位等を下げ、できる限りの対応をした。

再質問（上青木議員）

本郷分水路は以前からゴミがつまり、本郷川の多く

問

教育・商業への町のコロナ対策は

国、県の施策を
考え検討

質問（上青木議員）

コロナ緊急事態宣言が解除された。3月から緊急事態発令を受け、町内業者への国の補助金申請状況や業務形態等の聞き取りは行っているのか。2波が起きたとき、町としての補助金は考えているのか。

答弁（地域経営課長）

町の補助金は国、県の打ち出す施策を考慮しながら検討する。

町から町内業者へ聞き取り調査はしていない。町内業者へ実施する各制度の説明書類を対象者に送付し、相談窓口を町および商工会に設置している。

第2波が起きたとき、町としての補助金は国、県の打ち出す施策を考慮しながら検討する。

答弁（教育課長）

毎朝の検温及び風邪症状の確認等、健康観察を徹底している。学校行事は見直しを検討しており、学級担任及び養護教諭による観察や個別の面談により症状把握に努めている。夏休みの短縮を検討している。

答弁（総務企画課長）
県に基づき作成したが、2年前の7月豪雨を上回る災害発生時を想定すると避難の判断



問 安芸津フェリーの欠航対応は

答 代船を要望したが無理とのこと

質問（上青木議員）

安芸津フェリーの機

関故障で約一カ月、1隻で運航した。町民は不便を強いられ通勤時間が1時間早かったり遅くなったり、一番困るのが病院に行くときに1時間違ったらどうもならない。午前中に帰れるものが昼過ぎに

なることもあった。

町は何か対応をしたのか。

答弁（総務企画課長）

町民に防災無線等で周知した。

代船調達が可能かの確認を行ったが、貸し出し可能などところがないという回答だった。



どうりん きよたか 道林 清隆 議員

質問（道林議員）

持続性のあるまちづくりを目指す上で、次世代を担う人材育成に役立てられる基金の受け入れ窓口があれば、個人でも気軽に参画できる。

新型コロナウイルス感染拡大で生活スタイルが見直され、テレワークの普及等で都市から地方への移住希望者が増加している。

当町の魅力を発信する好機と捉え、官民相携えてポジティブに将来を見通せる基盤づくりのために新たな基金創設を提案する。

答弁（副町長）

本町では、教育による町の活性化を目的に、多様な人材を育てる教育の島づくり推進のため、各種教育機

問 新たな基金創立を

答 どのようにして基金の活用で

関等との連携のもと、学校教育、社会教育等の充実に及び各種施策の展開を図っている。これらの施策を持続的に実施するために必要な財源確保は重要な課題と考える。

当面は、既存のふるさとづくり基金の活用を考えているが、まちづくり応援、支援依頼の情報発信を充実させる。

答弁（町長）

広島県では、新型コロナウイルス対策の基金を設け、寄附受付の窓口を検討している。

町民からの新たな口座に寄附をしたいという声は大に事にした。ふるさと納税の在りようも含めて検討する。





おじり やすじ 議員
尾尻 康二

問 新型コロナウイルス感染症対策による支援事業の進捗状況と課題は

答 対象者に再周知を行い、支援事業の進捗に努める

問 防災に関する避難所の新型コロナウイルスの感染防止策は

答 県が作成したマニュアルに基づき避難所に必要な防止策を進める

質問（尾尻議員）

新型コロナウイルス感染症対策による国、県の支援が開始され、当町においても町議会臨時会を開催し、支援施策に関する補正予算が決定、取り組まれることとなった。給付金の交付等事務手続きを急いで行い、早期に交付することが望まれるが、町が行う主な支援事業の現在までの進捗状況と、事業の取扱に係る課題、問題点等は。

答弁（総務企画課長）

特別定額給付金は基準日（令和2年4月27日）現在の対象者数は4,212世帯、7,340人である。5月

15日に申請書を郵送し、5月20日までに配達完了している。6月9日現在で、3,424世帯に支給済みで、給付率は81.3パーセントである。課題は、宛先不明、また施設等へ入所し、未着の方への確認が課題であるが、早期支給完了に努める。

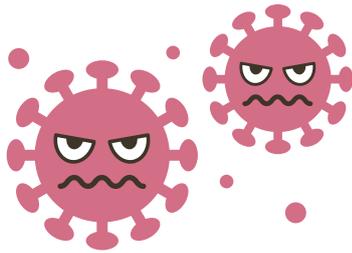
答弁（地域経営課長）

新型コロナウイルス感染症対策給付金は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の法人、個人事業主に事業継続及び生活支援として町が10万円を給付する事業である。現在、申請件数51件、支給額510万円である。予算額は300事業者を予定していたが、進捗状況は17%である。農

業、漁業において売上等30%の影響を受けた業者が少なかったのが要因と考えられるが、該当者には申請を行うよう告知していく。

答弁（福祉課長）

子育て世帯への臨時特別給付金は5月29日に対象児童441人に町独自の支援策として441万円を支給し、完了した。



質問（尾尻議員）

梅雨が近づき、豪雨災害の発生が危惧される時期となった。災害時における避難所の新型コロナウイルス感染症感染防止が問題となっている。

今後、対応を急ぐことが必要と思うが、避難所の新型コロナウイルス感染症感染防止対策にどのように取り組んでいくのか。

答弁（総務企画課長）

避難所における新型コロナウイルス感染防止対策は県が作成した「新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル」に基づき、避難者にはマスク着用や手指消毒を徹底し、受付時に体温測定等健康状態を確認することとしており、発熱やせき等の症状がある

体調不良の方は、別の部屋等に移っていただき、一般の避難者とは接触しないようにする。また、一般の避難者が密接しないよう、十分なスペースを確保するため、パーティション等の資材を活用する。発生する災害や避難者数に応じてできる限り多くの避難所を開設する。避難所の運営にあたっては基本的な3つの密を徹底的に避けることが重要であり、具体的な対策を施し、避難情報発令時や災害発生時等に避難を要する住民に安全・安心を確保していくため、町、県、保健所、医療機関等と連携し取り組んでいく。





かんた たいすけ
閑田 大祐 議員

問 教育時間の確保を

答 行事見直しと夏休み短縮で確保する

この間の指導に必要な授業時間の確保のため、学校再開後の学校行事の見直しや重点化、あるいは指導の工夫等を行うこと、加えて2点目の質問事項の夏季休業期間の短縮も行い、授業時間を確保することとしている。

今年度の小・中学校の夏季休業日については、8月8日土曜日から8月23日曜日まで16日間とする方針。これにより、18日間の授業日を確保することができる。

- ①どのようにしてそのおくれを取り戻すのか。
- ②夏休みなどの長期休暇への影響は。
- ③今年度限定で土曜日登校等を復活できないのか。

答弁（教育課長）

休校で生じた学習の遅れには、本町では4月20日から5月末まで臨時休校により、26日

土曜日登校の復活については、週休日の土曜日に授業を行うことは法的には可能だが、その場合、教員に週休日の勤務を命じるために適切に週休日の振りかえを行う必要がある。週休日

問 改正種苗法への見解は

答 必要な法改正である

質問（閑田議員）

現在国会で議論されている（※継続審議となった）種苗法の改正案は、育成者の知財権保護と良質品種の海外流出防止が目的とされているが、さまざまな批判もある。

本町においても農業は基幹産業なので、この法改正の影響について、町にとつての影響について伺う。

本町の生産品種には、どのような影響が考えられるのか。また、自家増殖が許諾制になる登録品種に該当する品種は生産されているのか。

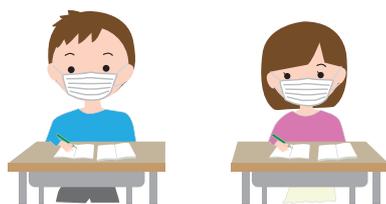
答弁（地域経営課長）

我が国の農産物品種には、一般品種と登録品種があり、種苗法が改正されれば許諾が必要なのは登録品種。

今回の種苗法改正案では、日本の優良品種が海外に流

出してしまふことを防ぐための措置として行われたもの。農水省は種苗法改正の背景として、優良品種が海外に流出し、日本の輸産業に影響が生じるとして、登録品種の海外流出防止のため、見直しを図るとしている。

主に優良品種が海外に流出を防ぐための対策だが、国内でも柑橘では紅ほっぺや甘平等の県外流出を防ぐため、各県で研究された品種を登録している状況があり、これは、各県の研究施設が何年もかけて品種改良をしている状況を考えると、育成者の権利を保護すると考えられる。また、一般品種の利用は、農家が自主採取することや自家増殖をすることができるので、本町の生産品種には影響がないと考えている。





みずはし 直行 議員

問 今後のネットワークの方向性は

答 専門家の意見も聞き第一に考える必要がある

質問（水橋議員）

- ① 教育でインターネットを利用した授業や調査を行っているか。
- ② 町内でのテレワークの実態はどの程度あるか。
- ③ 現在のネットワーク加入数およびカバーできていない地域はあるか。
- ④ 地域別の時間帯別ネットワーク負荷および平均速度はどの程度か。
- ⑤ ネットワーク機器の更新時期を含め、今後の対応は。

答弁（総務企画課長・教育課長）

- ① 町立学校でのWEB授業は行っていない。各校HPを活用し課題掲示や教員メッセージ

を配信している。今年度中にオンライン授業開始を目指し通信回線等検討中。

- ② 数社テレワークを実施していたが支障なく業務ができたと聞いている。
- ③ 加入数1,290件でカバー率100%。
- ④ 負荷については加入数の多い地域ほど増えており新型コロナウイルス自粛期間中で1・2%から1・5%増加。
- ⑤ 有線サービスのほかに5Gといった無線サービスについても導入できないか検討しているが、莫大な整備費の問題を解決する必要もあり、有線、無線を含め実用性、将来性を視野に入れ専門家の力も借り、ネットワーク機器の更新に向け準備を進める。

再質問（水橋議員）

私もテレワーク業務をしたが、データベース等々少し大きめのデータだと多少速度が遅かったように感じたが快適速度20メガ以上の速度を出すことは可能か。

再答弁（総務企画課長）

利用者が多い場合には難しい。

再質問（水橋議員）

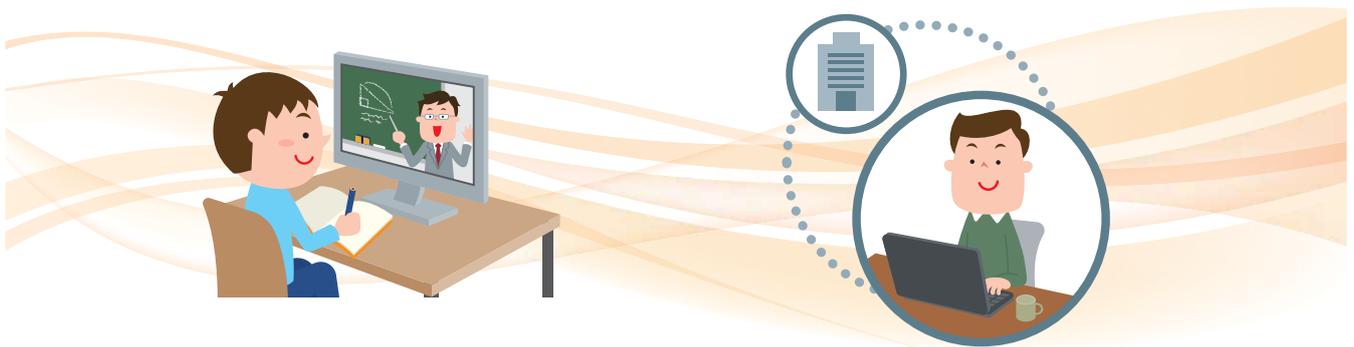
今回の自粛のようなことが今後ないという保証は全くない。今後利用も増え速度低下が起こり、安定した速度も出ないというおそれもある。教育の島でこれからグローバルに羽ばたく子供たちに先行投資しているが、子供たちが帰ってきて起業しようとしたり企業誘

致したりするうえでも陸上流通が脆弱、ネットワークが脆弱では選んでもらえる島にはなれない。

近年、国もデジタルトランスフォーメーションを推進し参画している企業もあり、候補地選びに島を選んでもらうためにも早急な対応が必要と考えるが。

答弁（町長・総務企画課長）

情報格差をなくすのが一番の重要なことと考えているが、町職員でそれを専門的に判断できる人が少ないというのも現実である。専門家の意見を聞いて早く次の構想を考え、ネットワークに関する現契約が切れる3年後までに財政面も考え、国の制度もうまく利用しながら整備をしていく。





もりわか いわお
森若 巖 議員

問
岩白消防屯所
増築工事の
変更理由は

答
増築面積の大きさを誤っていた

ほとんど違っていている。わず

か1・6㎡のトイレ増築木
工事がこのような事では他
の工事の数量も信用出来な
い。それと大崎上島幼稚園
増築工事の場合も事業費6、

387万円が高額ではない
かと指摘すると2、900
万円減の3、476万円に
なったと説明。それが1、

079万円増額の変更契約
を結び事業費が4、552
万円に、その説明もなかつ
た。このような事をしてい
ると事業費の信用をなくす。

答弁（総務企画課長）

指摘されるように増築面
積を誤っていた。また図面
は24枚必要と思っていた。
どちらもコンクリート
ポンプ圧送とあるが
出るのか。
また木工事の数量は



問
競争入札の利点を
生かす検討を

答
検討する

質問（森若議員）

3月議会において予定価
格を公表し最低限価格未満
記載事項不備でなく落札率
100%の工事があると指
摘すると応札額がたまたま
一致したと答弁。以前に似
たような工事があったと思
い資料を探すとあった。

向山団地一号楼外部改修
工事予定価格を公表し3社
が応札したが競争入札の利
点が働いたのか、同一金額
でない業者が落札した。次
に向山団地二号楼外部改修

工事も予定価格を公表し3
社が応札したが競争入札の
利点が働かなかつたのか3
社とも公表予定価格より一
万円減で応札し、これも同
じ業者が落札。これが伏線
になって、あの向山団地三
号棟外部改修工事につな
がったと疑念を持つ。これ
も同一業者が落札している。

答弁（総務企画課長）

今後の本町における入札
契約の状況を注視し競争入
札の利点を生かす事を考え、
予定価格を事後公表に変更
するなど必要に応じて制度
の見直しを検討したいと考
えている。

問
指名業者選定委
員会の構成は

答
副町長、総務企画課・建設課
地域経営課、上下水道課長

質問（森若議員）

昨年度当初予算書におい
て建築関係の多くの事業を
計画し、コンサルタントに

概算見積りを依頼したと思
うが本設計の入札は何件か。
その落札業者名は。またそ
の他の事業の設計はどのよ
うな契約方法をしたのか、
その件数は。建築関係のコ
ンサルタントの年間委託費
は。コンサルタントの選任
は誰が何を基準にして選ぶ
のか。また概算見積書を作
成した業者を本設計の入札
に参加させその業者が落札
する。普通は概算見積りを
依頼した業者には入札案内
を出すべきではないと思う。
多い時には11社に案内を出
しているのだから。

答弁（総務企画課長）

昨年度の本設計の入札は
2件、その他の設計管理業
務はすべて同一業者である。
またコンサルタントの年間
委託費は3、045万円で、
5名の選定委員が行い、こ
れまでの実績を考えて決定
している。



総務福祉文教常任委員会報告

委員長：閑田大祐 副委員長：渡辺年範
委員：越田賢一 道林清隆
前田 太 水橋直行

大崎上島町議会3月定例会以降に開催した、委員会での主要な調査、協議事項及び、継続審議した内容と事業内容の審議について報告します。

○コロナ感染症対策

新型コロナウイルス感染症の大流行により、町にも大きな影響が出ています。

公共交通では、フェリー・高速船など各航路で約4割の利用者減となり、港湾使用料の減免などを要望しています。

消毒液やマスクが不足しているため完全実施には至っていないが、客室内の消毒や船員のマスク着用など、出来る対策を図っているということ。バスについては広島県バス協会のマニュアルに則った対策を行っています。

町としては、大崎上島町行動計画を策定し「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となる

ようにする」としています。そして行動計画に基づき感染症対策本部を設置し、必要な施策を講じることとしています。

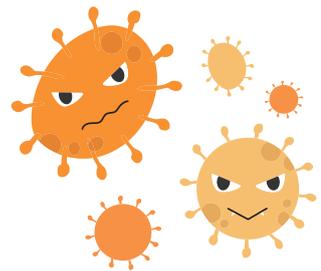
生活支援策としては、国の「子育て世帯臨時特別給付金」に町独自で1万円加算し、計2万円支給します。

緊急就学・生活支援貸付事業では、保護者が町内に住所を有し、大学等に在学している学生の保護者に対し、就学生活に要する経費の貸し付けを行います。

予防対策として、マスクや消毒液の購入補助なども行います。

小中各学校では、これから夏に向けてエアコンが必要となりますが、コロナ対策のため1時間毎に換気をするということ。また、スクールバスが3

密になりやすいため細心の注意を払い、度重なる休校の影響により児童生徒の学力と心身の健康が懸念されることを念頭に置き、最大限の取り組みを進めることとしています。



○大崎海星高校活性化支援事業

平成31年度の事業実績と令和2年度の事業計画について調査を行いました。

公営塾運営事業をはじめとする6事業を実施し、大崎海星高校への入学者増や進学支援に貢献しています。AO・推薦入試では7名の生徒が受講し、うち5名が合格しました(他の2名は一般入試で合格)。

生徒数は、平成30・31年度は100名を超えましたが、今年度は91名となっています。これは卒業生が37名と多かったのに対し、新入生の学年が少なかった(大崎上島中学校の卒業生数が28名)ことが理由です。

○ごみ中継施設・ストックヤード建設

ごみ処理が東広島に建設中のエコパークに集約されることを受け、大崎上島環境センターを廃止し跡地に中継施設を建設する予定となっています。これについて今後の工程の説明を受けました。

令和3年10月からエコパークが供用開始となるので、これに間に合うよう中継施設の建設を行います。供用開始とともに焼却施設の撤去(工期10か月)、ストックヤード建設となります。



産業建設常任委員会報告

委員長：尾尻康二 副委員長：森若 巖
委員：上青木至 信谷俊樹
浜田明利 浜田幸造

令和2年3月定例会以降の委員会報告をします。各課から6月定例会及び臨時会で議案となる主な条例案、補正予算案、繰越事業の進捗状況などの説明を受けて審議をしました。

○新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算計上による担当課の各種施策

1、感染拡大防止協力支援金
県が緊急事態措置期間に休業要請に応じた町内中小企業業者に対する県補助額の3分の1を負担します。予算額は924万円です。

2、新型コロナウイルス感染症対策給付金
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の法人・個人事業主に事業継続及び生活支援として町が10万円を給付する事業です。
予算額は3,100万円です。現在の申請件数は51件、支給額は510万円です。

3、地域振興券発行事業①
新型コロナウイルス感染症終息後における町経済活性化及び町民の経済支援を図るため地域振興券を発行する。
予算額は6,683万円です。

4、地域振興券発行事業②
新型コロナウイルス感染症終息後における町内飲食店の経済的支援を図るため飲食店を限定対象とした地域振興券を発行する。
予算額は1,000万円です。

5、水道料金無償化事業
手洗いや外出自粛により水道使用量の増加に伴う町民の生活支援及び売上の減少している事業者の経済支援として水道基本料金の無償化を行います。
予算額は1,949万円です。

○体験型修学旅行事業
新型コロナウイルス感染症の影響により民泊家

庭の安全を配慮し、今年度は受入が中止となります。

○新型コロナウイルス感染症の影響により中止が決定したイベント

- ・ウルトラマラニック
- ・神峰山ウォーク
- ・大崎上島happyトライアスロン大会
- ・きのえ十七夜祭
- ・ひがしの住吉祭
- ・大崎上島サマーフェスティバル

○民間賃貸住宅建設補助金
町内への移住と定住を促進するため、今年度新設した事業です。数件の問い合わせがあり、今後検討し決定します。

○大崎上島町営住宅条例等の改正

公営住宅の入居手続きが緩和されます。
・連帯保証人が2人より1人に
・入居決定から完了までの期限が10日から20日に延長



追跡 あれからどうなった

(平成27年6月定例会一般質問から)

質問

特定空き家の立入調査や強制撤去等の総合対策は

回答

行政代執行を含め検討する

その後の経過

空き家の所有者又は管理者が、適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつ、空き家対策は、住民に最も身近な行政主体である町が、地域の実情に応じた対策の実施主体となっています。

平成26年度以降、空き家等、危険建物の案件として54件の相談を受け、助言等の働きかけにより21件は対策済みとなっています。

しかしながら、経済的な事情や所有者等死亡による相続で責任意識が希薄になったことなどを理由に、放置されている建物が残っ

ています。

現在、空き家の所有者等に現状を伝えるとともに、所有者の主張を含めた事情の把握に努め、町の補助金等を活用しながら、対策するように説得しています。



編集後記



新型コロナウイルスのせいで日本中自粛の中、幸いにも我が町には今現在感染者はいませんがその中、学校も休校となり大人も子供も悶悶とした生活を送って来ました。6月に入り学校も休校がとけ、少しずつ以前の生活にもどった気がします。

私達議員も色々な活動に制約がありました。これからは少しずつ本来の活動が出来ると思っています。「朝の来ない夜はない」と言う言葉があります。これからは少しずつではあると思いますが、元の生活にもどる事を願っております。また、今年は少し早く雨の季節に入りました。皆さん一人ひとりが被害にあわぬよう気を付けてください。



I・M

大崎上島町議会

TEL(0846) 65-3130(直通)

FAX(0846) 65-3117

〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野6625-1

URL:<http://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp/>

議会広報委員

委員長 閑田大祐
副委員長 水橋直行
委員 上青木至
尾尻康二
越田賢一
森若 巖

スマホやタブレットに無料アプリ「マチイロ」をインストールすることで、いつでもどこでも議会だよりを読むことができます。ぜひ、ご利用ください。
(※議会だよりは定例会後の発行のため年4回です。)



ios



android

